

専用サーバサービス約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. この専用サーバサービス約款（以下、「本専用サーバ約款」といいます）は、「さくらの専用サーバサービス」および「専用サーバサービス」ならびにそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。

第2条（サービスの種類・内容）

1. 「さくらの専用サーバサービス」および「専用サーバサービス」（以下、併せて「本基本サービス」といいます）の種類および内容は、以下のとおりです。
 - i. さくらの専用サーバサービス
さくらの専用サーバサービスとは、当社が当社データセンター内に設置したサーバ設備（以下、「当社サーバ設備」といいます）1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。当社の他のサービスとの複数台の接続に対応していません。
 - ii. 専用サーバサービス
専用サーバサービスとは、当社が当社サーバ設備1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。

第3条（料金の支払）

1. 本基本サービスおよびそのオプションサービス（以下、併せて「本専用サーバサービス」といいます）の料金の支払方法については、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、利用料金額が10万円以上であっても、クレジットカード払いを選択することができるものとします。
2. 本基本サービス利用者は、本基本サービスの初期費用の支払方法として、一括払いまたは分割払いを選択することができます。分割払いを選択した場合の選択可能な分割回数については、ホームページ上に記載するものとします。
3. 本基本サービスの初期費用は、本基本サービスの利用料金の一部を構成し、基本約款第15条第3項の料金相当額算定の対象に含まれます。

第4条（最低利用期間）

1. 基本約款第15条第1項および第2項の定めに関わらず、本基本サービスの初期費用の支払方法として分割払いを選択した場合の最低利用期間は、分割払いの最終回の支払期日の翌月末日までとします。

第5条（保証）

1. 「さくらの専用サーバサービス」の一部のモデルに標準として組み込まれている「Webアプリケーションファイアウォール」において、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。
 - i. Webアプリケーションの脆弱性を利用したあらゆる攻撃を検知し、防御することが可能であること、その他インターネット上に存在するあらゆる脅威に対処可能であること
 - ii. 最新の脅威に対処可能となるよう本機能が更新されていること
 - iii. 利用者の意図する使用目的に適合し、利用者の期待する機能を有すること
 - iv. 本機能が中断なく提供され、完全に有効であること

第6条（品質保証）

1. 当社は、「さくらの専用サーバサービス」に関し、当社が別途定める「さくらの専用サーバ品質保証（SLA）」（当社ホームページよりご確認ください）に従い品質保証を行うものとします。

第2章 オプションサービス規定

第1節 回線アップグレード、回線プラン変更（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第7条（種類の変更）

1. 本オプションサービスについては、利用開始日から3ヶ月が経過する日が属する月の翌月1日以降、その種類を変更することができるものとします。

第2節 メモリアップグレード、メモリ（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第8条（料金の支払期限）

1. 利用者は、本基本サービスと同時に申込み場合を除き、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

第3節 HDDアップグレード、内蔵ストレージアップグレード、内蔵ストレージ、内蔵ストレージオプション（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第9条（申込み）

1. HDDアップグレードは、第14節に規定するオプションサービス（OS再インストール）と同時に申込みものとし、HDDアップグレードのみの申込みを行うことはできな

いものとし、ただし、基本サービスの利用申込みと同時に HDD アップグレードの利用申込みを行う場合はこの限りではありません。

2. 前項における OS 再インストールと HDD アップグレードについては、個別に利用契約が成立するものとし、

第10条 (データ移設)

1. 利用者が本専用サーバサービスで利用している当社サーバ設備 (以下、「利用者サーバ設備」といいます) 上に本オプションサービスによる作業の実施前に記録されていたデータ、設定等を当該作業実施後に当該利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が行うものとし、

第4節 複数台構成 (以下、本節において「本オプションサービス」といいます)

第11条 (解約等)

1. 本オプションサービスは、同一の種類サーバ設備を複数台にして提供するものであり、異なる種類のサーバ設備を組合せて提供することはできません。
2. 本オプションサービスの利用契約は、サーバ設備1台ごとに解約できるものとし、

第5節 ファイアウォール、ファイアウォールサービス (以下、本節において「本オプションサービス」といいます)

第12条 (申込み)

1. 「さくらの専用サーバサービス」のオプションサービスであるファイアウォールサービスは、第19節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中もしくは同オプションサービスと同時に申込み場合にのみ申込みすることができるものとし、
2. 「専用サーバサービス」のオプションサービスであるファイアウォールは、1000M 共有回線と1000M スタンダード回線の両者を除いた回線を利用する専用サーバサービスに付加する場合にのみ申込みすることができるものとし、

第13条 (保証)

1. 当社は、本オプションサービスによって利用者サーバ設備に対する攻撃等の脅威を防ぐことが可能であることを、いかなる意味においても何ら保証するものではありません。

第6節 サービス監視 (以下、本節において「本オプションサービス」といいます)

第14条 (保証)

1. 本オプションサービスは、当社所定のサーバ設備監視システムを当社所定の条件の下に運用して、サーバ設備上で稼働するサービスの状況等を確認するものであり、当社

は、利用者に対し、監視対象を正常に監視できることを保証するものではありません。

第7節 リソース監視（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第15条（管理）

1. 利用者は、本オプションサービスにおいて利用者サーバ設備上にインストールされる監視エージェントにつき、自らセキュリティアップデート等を含むすべての管理およびメンテナンスを自己の責任と費用で行うものとし、当社は当該監視エージェントに関する管理およびメンテナンスを行う義務を一切負わないものとしします。

第16条（保証）

1. 当社は、利用者に対し、本オプションサービスにより監視対象を正常に監視できることを保証するものではありません。

第8節 Web 改ざん検知サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第17条（申込み）

1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとしします。

第18条（契約）

1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『GRED セキュリティサービス』の利用規約」を遵守するものとしします。

第9節 障害復旧（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第19条（作業）

1. 本オプションサービスにおける当社の義務は、当社所定の運用手順書に従って作業を行うことに限られるものとし、当社が当該障害を解消する等の義務を負うものではありません。
2. 前項に規定する運用手順書に従った作業によって対象利用者サーバ設備が復旧しない場合、当社は、利用者に対して状況の報告を電子メールによって行うものとしします。

第10節 アクセス解析（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第20条（管理）

1. 利用者は、本オプションサービスにおいて利用者サーバ設備上にインストールされるアクセス解析ツールにつき、自らセキュリティアップデート等を含むすべての管理お

およびメンテナンスを自己の責任と費用で行うものとし、当社は当該アクセス解析ツールに関する管理およびメンテナンスを行う義務を一切負わないものとします。

第21条（保証）

1. 当社は、利用者に対し、本オプションサービスにより利用者サーバ設備へのアクセス状況を完全に解析できることを保証するものではありません。

第11節 IPアドレス追加（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第22条（設定）

1. 本オプションサービスにより利用者に割り当てられたIPアドレスに関する利用者サーバ設備上での設定等は、利用者が自己の費用と責任において行うものとします。

第12節 セキュリティアップデート（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第23条（保証）

1. 本オプションサービスは、当社と利用者の合意により対象としたOSおよび各種アプリケーション・ソフトウェア（以下、本節において併せて「対象ソフトウェア」といいます）につき、対象ソフトウェアの提供元による指示に従ってアップデート作業を実施するものであり、システムへのクラッキング等を含む利用者サーバ設備に対する脅威の防止を何ら保証するものではありません。
2. 対象ソフトウェアの提供元によるアップデート版の公開から本オプションサービスにおけるアップデート作業が完了するまでの間に、当該アップデート作業によって対策が施されるべきセキュリティホール等が悪用され、利用者に損害等が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13節 ソフトウェアインストール代行（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第24条（保証）

1. 本オプションサービスを利用する際、利用者は、当社に対し、当社所定の作業依頼書にインストールを希望するソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な事項を記載して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に基づきインストール作業を行うものとします。当該作業において、当社の責めにのみ帰すべき事由による不具合等が発生した場合、作業完了日を含む10営業日以内に利用者が不具合等の具体的な内容を当社に通知し、当社に協力することを条件に、当社は修正作業を行います。

第14節 OS再インストール（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第25条（作業）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、本オプションサービスのサービスページ（基本約款第2条第2項に定義するページをいいます）に定める提供OSから再インストールを行うOSを選択するものとします。当社は、本オプションサービスの対象となる利用者サーバ設備（以下、本節において「対象利用者サーバ設備」といいます）のハードディスクを初期化の上、利用者が本オプションサービスを申込んだ時点での当社が提供可能とする最新のバージョンの当該OSを、当該ハードディスクにインストールするものとします。
2. 前項の初期化作業実施前に対象利用者サーバ設備上に記録されていたデータ、設定等を前項のOSのインストール後の対象利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が自己の費用と責任で行うものとします。

第26条（保証）

1. 当社は、作業実施以前に対象利用者サーバ設備上で稼動していたプログラム、ソフトウェア等が前条のOSインストール後の当該対象利用者サーバ設備においても正常に稼動することをいかなる意味においても何ら保証するものではありません。

第15節 コンソール作業（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第27条（サービス）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、当社所定の様式による作業依頼書に必要事項を記入して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に従って、作業を実施するものとします。ただし、利用者の作業依頼内容について当社が実施困難であると判断した場合、その申込みを拒否する場合があります。

第28条（保証）

1. 本オプションサービスは、障害原因の特定および障害の復旧の実現をいかなる意味でも何ら保証するものではありません。
2. 本オプションサービスにおいて実施された作業により利用者に損害等が発生した場合であっても、当社はその理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第16節 コンテンツバックアップ（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第29条（バックアップデータ）

1. 本オプションサービスは、都度、それまでのバックアップ（当社の本オプションサー

ビス向けサーバ設備（以下、「本件当社サーバ設備」といいます）に複製および記録する行為をいいます。以下同じ）により本件当社サーバ設備に複製されたデータ（以下、本節において、「バックアップデータ」といいます）を削除のうえで実施されるものであり、既存のバックアップデータに関する世代管理、更新履歴管理等は行われたいものとします。

2. 利用者は、バックアップデータが保存されるサーバへのログインおよびバックアップデータの取得を自ら行うことはできず、当該バックアップデータを取得する必要が発生する都度、当社へ当該バックアップデータの提供を要請するものとします。
3. 当社は、本オプションサービスにおいて、元データとバックアップデータの一貫または整合性を保証するものではありません。

第17節 ウイルススキャン（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第30条（料金および料金の支払期限）

1. 本オプションサービスの料金は、その月の利用期間にかかわらず、1ヶ月分発生するものです。
2. 本基本サービスの支払いが毎月払いの場合、利用者は、当社が利用者に通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払期限および支払方法は、本基本サービスと同様とします。なお、初回支払い分の料金の請求については、本基本サービスとは別に行われるものとします。
3. 本基本サービスの支払いが年間一括払いの場合、利用者は、当社が利用者に通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払いについては、料金の請求は本基本サービスとは別に行われるものとし、利用者は、毎月末日までに、本基本サービスと同様の支払方法により当該請求金額を支払うものとします。

第31条（検出・駆除）

1. 本オプションサービスにおけるウイルス等の検出および駆除は、当社がセキュリティベンダーより提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等を検出・駆除ができることを保証するものではありません。
2. 本オプションサービスによって検出または駆除されたファイルを復元することはできません。

第18節 旧ハードディスク接続（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第3 2条 (サービス)

1. 本オプションサービスは、利用者サーバ設備から取り外したハードディスク（以下、本節において「対象ディスク」といいます）をセカンダリハードディスクとして当社保有のサーバ機器（以下、「貸出機器」といいます）に接続したうえ、貸出機器の機能をその管理者（root）権限とともに利用者に利用させるものです。接続された対象ディスクからのデータ抽出作業等については、利用者自らがその責任と費用負担において行うものとします。
2. 当社は、本オプションサービスにおいて、対象ディスクの正常な読み込みやデータ抽出が可能であることを保証するものではありません。
3. 契約期間満了後、貸出機器のプライマリハードディスクについては、当社が OS の再インストールを実施したうえで再利用を行うものとし、対象ディスクについては当社にてデータ破壊処理を実施するものとします。なお、本オプションサービスにおいてプライマリハードディスクに記録されたデータは、利用者がその責任と費用負担において消去するものとします。

第3 3条 (申込み)

1. 本オプションサービスの利用申込みは、当社所定の書式により必要事項を記入した電子メールを当社カスタマーセンター宛に送信することによって行われるものとします。なお、当該電子メールが、ネットワーク障害、サーバ障害、ソフトウェア障害、その他当社の責めに帰すべからざる事由により、当社が正常に受信することができなかった場合、利用契約は成立しないものとします。
2. 当社は、本オプションサービスの利用申込みがあった場合、対象ディスクが貸出機器のプライマリハードディスクにインストールされた OS から認識しているか否かを確認し、これが可能であった場合にのみ当該利用申込みを承諾するものとし、ファイルシステムのマウント、対象ディスクからのデータの読み出しが可能であるか否かにかかわらず、第3 4条第2項に従い料金を請求するものとします。
3. 利用者は、利用者が第1 4節に規定する OS 再インストールサービスを申込みの場合に限って本オプションサービスを申込みすることができるものとします。ただし、当該 OS 再インストールサービスおよび本オプションサービスは、個別に契約が成立するものとします。

第3 4条 (利用期間)

1. 本オプションサービスの契約期間は、利用開始日から7日間とします。
2. 本オプションサービスは、無償とします。ただし、利用者が、前項に定める利用期間を延長することを希望する場合は、別途料金を支払ったうえで7日間延長することができます。この場合、延長期間の途中で本オプションサービスの解約を申し出た場合

であっても、利用者は、本オプションサービスの料金を全額支払うものとします。

第19節 専用グローバルネットワーク（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第35条（サービス）

1. 本オプションサービスは、VLAN（Virtual Local Area Network）を用い、インターネット側回線に利用者専用セグメントを構築し、利用者に利用させるものです。
2. 専用セグメントは、利用者自身で管理するものとします。

第20節 ロードバランサーサービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第36条（申込み）

1. 本オプションサービスは、第19節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中もしくは同オプションサービスと同時に申込み場合にのみ申込みすることができるものとします。

第37条（保証）

1. 当社は、本オプションサービスによって利用者サーバ設備が過負荷による品質の低下を避けられることおよび稼働不能状態とならないことを保証するものではありません。

第21節 ネームサーバサービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第38条（設定）

1. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。
2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとし、当該ゾーン編集画面による機能に無い設定等を行えないものとします。
3. 利用者は、本オプションサービスの解約または本オプションサービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスに設定したゾーンファイルを速やかに削除したうえで、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、利用者が本オプションサービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。

第22節 ハイブリッド接続（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）
第39条（申込み）

1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバ」「さくらのクラウド」「ハウジング」「リモートハウジング」（以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます）の各基本サービスを複数利用中である利用者に限り、申込みすることができるものとします。

第40条（料金の支払）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。
2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス（「さくらのクラウド」を除きます）のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。

第41条（解約）

1. 利用者の本オプション適用サービスの契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、平成27年10月20日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年3月1日より適用されます。